参考様式第５－１号

８盛農政題26号
令和８年４月14日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

盛岡市長 内 舘　　茂

市町村名 （市町村コード）	盛岡市 （2018）
地域名 （地域内農業集落名）	巻堀地区 （玉山永井・寺林・巻堀・玉山馬場・好摩・松内）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年4月14日 （第3回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

（1） 地域農業の現状及び課題

当該地域は農業者の高齢化が進んでおり、後継者が不足している。地域によっては小区画で、石が多いといった土壌条件が悪い農地が多いため、農地の借り手がつかず、農地の集積・集約化が進んでいない。今後担い手の減少に伴い、耕作放棄地化の懸念もあるほか、山間部では、シカやイノシシなどの鳥獣被害も深刻となっている。新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。
【地域の基礎的データ】
・「担い手」の経営体数:48(うち法人10)／365.10ha　※作業受託面積を除く
・主要な作目:水稲、牧草、畜産、大豆、小麦

（2） 地域における農業の将来の在り方

水稲及び畜産を中心に、大豆及び野菜等の高収益作物の複合経営を行い、効率的な生産を行うとともに、需要に応じた生産・販売を行う観点から農産物の契約販売を行い、農業経営の安定化を図る。基盤整備事業などの活用で農地の耕作条件の整備を図ることで、担い手への集積・集約を促進する一方、中小規模経営体の営農継続を支援し、担い手の負担軽減を図りつつ集積・集約化を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1） 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,354.39 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,022.94 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	・・・ ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地との間にある農地は現所有者又は耕作者が保全・管理を行う区域とする。ただし、山間部において、畑地等の農地が林地化しているため、非農地判定を進めつつ、優良農地の確保に努める。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針

基盤整備事業等を通じて、農地耕作条件の改善を図ることで、中心経営体への農地の集約・集積を促進する。また、作物ごとの集積を進めることで、大型農機で作業しやすい環境を整える。
後継者の育成及び入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れにより、多様な経営体の確保による農地の耕作を支援していく。傾斜地や分散した農地が多い地区においては農地集約を行うことは難しいため、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金を活用し、農業生産活動を継続する。

（2）農地中間管理機構の活用方針

原則、農地の貸借は中間管理機構を通じて行う。

（3）基盤整備事業への取組方針

農地の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化などの基盤整備を検討するほか、農地耕作条件改善事業等の小規模な圃場整備事業の導入を検討する。

（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針

市やJA等と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、希望する作目に応じて農地をあっせんする。また、新規就農に係る相談から栽培技術の習得、地域への定着まで切れ目のない取り組みを展開する。

（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地区内に主だった農業支援サービス事業者がいないため、中心経営体である認定農業者や担い手・集落営農組織等への農作業委託を積極的に進めていき、安定的な耕作維持につなげていく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	☑	⑨耕畜連携等	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①中山間地において、鳥獣被害が拡大しないよう、電気柵の設置などを支援し、目撃情報や被害情報があったときに速やかに対応する体制をつくる。地域内外からの捕獲人材の確保・育成を進める。
③農作業の効率化と人手不足の改善を図るため、スマート農業の導入を検討する。
⑦保全・管理を行う農地とそうでない農地を明確化する。また、耕作者だけで堰堀りや草刈といった農地の管理に係る作業を賄うことが難しく、農地所有者との調整が求められる。併せて、防除や草刈作業については、近隣の農業者と調整し委託を検討する。
⑨畜産との協同による地域農業の活性化、環境にやさしい資源循環の実現による作物の高付加価値化、飼料などの資材費の節約等、多くのメリットがある耕畜連携を積極的に進めていく。